



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
7 月 17 日 (金)
第 722 号

目 次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の名称等の変更	525
○予定保安林	525
○保安林の指定	527
○土地改良区定款変更の認可	527
○道路の区域の変更	527
○道路の供用開始	528
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	528

公 告

○令和 8 (2026) 年度栃木県立衛生福祉大学校入学試験の実施	529
○土地改良区役員の退就任	535
○開発行為の工事完了	536

調 達 等 公 告

○入札公告 (特定調達公告)	536
----------------	-----

告 示

栃木県告示第388号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年 7 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

指定訪問看護事業者等

変 更 年 月 日	名 称	主たる事務所の所在地
令和 8 (2026) 年 5 月 18 日	青空訪問看護ステーション	河内郡上三川町上蒲生2075- 1 (河内郡上三川町上蒲生2203-10)

(注) 表中の () 内は変更前のもの

(地域福祉課)

栃木県告示第389号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年 7 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
栃本市出流町字出入876、882、883
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字出入876・883（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 保安林予定森林の所在場所
足利市月谷町字菅沢1522-1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字菅沢1522-1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び足利市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐野市閑馬町字坂和3911から3913まで、3931、3932、3934、3938から3941まで、3942-1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字坂和3913・3931・3938・3940（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和 8 (2026) 年 7 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 保安林の所在場所

佐野市閑馬町字沢口3301・3302合併、3320・3321合併、字足ノ沢3326、3328-1、3329から3332まで、字石堂3381・3382合併、3383、3384・3385合併、3386、字東松坂3458、3465から3470まで、3512、3513-1、3513-2、3514、3515、字西松坂3547から3550まで、字金原3270

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 8 (2026) 年 7 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
船 生 土 地 改 良 区	令和 8 (2026) 年 7 月 7 日

(農地整備課)

栃木県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 (2026) 年 7 月 17 日から同年 8 月 17 日まで一般の縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 7 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 294号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	那須烏山市中央 2 丁目字泉1701- 2 から 那須烏山市中央 2 丁目字泉1449- 5 ま で	19.5 ～ 19.5	160.7	
	後	那須烏山市中央 2 丁目字泉1701- 2 から 那須烏山市中央 2 丁目字泉1449- 5 ま で	19.5 ～ 19.5	160.7	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 烏山停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
102	前	那須烏山市中央 2 丁目字泉1653- 6 から 那須烏山市中央 2 丁目字泉1653-11ま で	15.0 ～ 15.0	54.8	
	後	那須烏山市中央 2 丁目字泉1653- 6 から 那須烏山市中央 2 丁目字泉1653-11ま で	15.0 ～ 15.0	50.0	

栃木県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 （2026）年 7 月 17 日から同年 8 月 17 日まで一般の縦覧に供する。

令和 8 （2026）年 7 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一 般 国 道 294 号	那須烏山市中央 2 丁目字泉1699- 1 から 那須烏山市中央 2 丁目字泉1449- 5 ま で	令和 8 （2026）年 7 月 17 日
12	主 要 地 方 道 那須烏山御前山線	那須烏山市旭 1 丁目字泉1639- 5 から 那須烏山市旭 1 丁目字泉1637- 4 ま で	令和 8 （2026）年 7 月 17 日
102	一 般 県 道 烏 山 停 車 場 線	那須烏山市中央 2 丁目字泉1653- 2 から 那須烏山市中央 2 丁目字泉1653-11ま で	令和 8 （2026）年 7 月 17 日

栃木県告示第394号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 （2026）年 7 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	つくば真岡線	真岡市荒町2185から 真岡市田町2237までの下り線
		真岡市荒町5207から 真岡市田町2240までの上り線

(道路保全課)

公 告

○令和 8 (2026) 年度栃木県立衛生福祉大学校入学試験の実施

栃木県立衛生福祉大学校の一般選抜及び学校推薦型選抜を次のとおり実施するので、栃木県立衛生福祉大学校規則（昭和59年栃木県規則第15号）第 7 条第 4 項の規定により公告する。

令和 8 (2026) 年 7 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 募集人員、修業年限及び受験資格

学 部 学 科		募集人員	修業年限	受 験 資 格
保 健 看 護 学 部	保 健 学 科	30 人	1 年	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号に定める看護師国家試験の受験資格を有する者（令和 9（2027）年 3 月までに同国家試験の受験資格を有することとなる者を含む。）
	看護学科本科	80	3	学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第 1 項に定める大学入学資格を有する者（令和 9（2027）年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者を含む。以下同じ。）
	看護学科専科	40	2	1 保健師助産師看護師法第 8 条に定める准看護師の免許を有する者で、3 年以上当該免許に係る業務に従事したもの（令和 9（2027）年 3 月までに従事期間が 3 年以上となる見込みの者を含む。） 2 学校教育法第90条第 1 項に定める大学入学資格を有する者で、保健師助産師看護師法第 8 条に定める准看護師の免許を有するもの（令和 9（2027）年 3 月までに免許取得見込みの者を含む。）
歯 科 技 術 学 部	歯科衛生学科	30	3	学校教育法第90条第 1 項に定める大学入学資格を有する者
	歯科技工学科	15	2	
臨 床 検 査 学 部	臨床検査学科	20	3	学校教育法第90条第 1 項に定める大学入学資格を有する者

（注）募集人員は、一般選抜及び学校推薦型選抜の合計人数である。

2 一般選抜

(1) 出願手続

次のア～エについては、栃木県電子申請システムにより出願情報を登録し、オについては書留郵便又は

持参により栃木県立衛生福祉大学校に提出すること。

ア 入学願書

イ 履歴書

ウ 受験票

エ 顔写真データ（出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽、写真の比が縦4：横3、JPEG又はPNG形式のデータで100KB以上5MB以下のもの）

オ 資格証明書等

学 部 学 科		資 格 証 明 書 等
保 健 看 護 学 部	保 健 学 科	1 看護師国家試験の受験資格を有することを証する書類（看護師養成所の卒業証明書又は卒業見込証明書その他受験資格を有することを証する書類） 2 看護師養成所等の成績証明書
	看護学科本科	1 大学入学資格を有することを証する書類（高等学校等の卒業証明書又は卒業見込証明書、その他入学資格を有することを証する書類。以下同じ。） 2 高等学校等の調査書
	看護学科専科	1 受験資格1に該当する者 (1) 准看護師の免許証の写し（保健所又は健康福祉センターで原本証明を受けたもの。以下同じ。） (2) 施設長の発行する就業証明書 (3) 准看護師養成所の成績証明書 2 受験資格2に該当する者 (1) 高等学校衛生看護科卒業者（令和9（2027）年3月卒業見込みの者を含む。）は卒業証明書（卒業見込みの者は卒業見込証明書）、調査書及び准看護師の免許証の写し（免許取得者のみ提出） (2) 上記以外の者 ア 准看護師の免許証の写し（免許取得者のみ提出） イ 大学入学資格を有することを証する書類 ウ 准看護師養成所の成績証明書
歯 科 技 術 学 部	歯科衛生学科	1 大学入学資格を有することを証する書類 2 高等学校等の調査書
	歯科技工学科	
臨 床 検 査 学 部	臨床検査学科	1 大学入学資格を有することを証する書類 2 高等学校等の調査書

カ 入学試験料

4,400円（栃木県電子申請システムにより電子納付をすること）

※ 募集要項の請求方法

郵送を希望する場合は、270円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号封筒（縦332mm、横240mm）に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記）を同封の上、(3)願書の受付場所へ請求すること。

なお、栃木県立衛生福祉大学校のホームページから募集要項等をダウンロードできる。

[栃木県立衛生福祉大学校](https://tochigi-eifukudai.ac.jp) [検索](#)

(<https://tochigi-eifukudai.ac.jp>)

(2) 願書の受付期間

学 部 学 科		受 付 期 間		備 考
		開 始	終 了	
保健看護学部	保 健 学 科	令和 8 (2026) 年 11月20日 (金)	令和 8 (2026) 年 12月11日 (金)	栃木県電子申請システムを利用して出願すること。出願情報の登録及び入学試験料の入金に併せ、出願書類の受付期間内の提出をもって出願完了となる。
	看護学科本科			
	看護学科専科			書類を持参する場合は、受付期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで受け付ける。
歯科技術学部	歯科衛生学科			
	歯科技工学科			書類を郵送する場合は、書留郵便とし、受付期間内の消印があるものまで受け付ける。
臨床検査学部	臨床検査学科			

(3) 願書の受付場所

〒320-0834 宇都宮市陽南 4 丁目 2 番 1 号

栃木県立衛生福祉大学校学生課 電話028 (645) 9227

(4) 受験票の交付

出願情報の登録、入学試験料の入金及び出願書類の提出が完了した者には、栃木県電子申請システムに登録したアドレスに受験票を送付する。

(5) 試験期日

学 部 学 科		一 次 試 験	二 次 試 験
保健看護学部	保 健 学 科	令和 9 (2027) 年 1 月 6 日 (水)	令和 9 (2027) 年 1 月 27 日 (水)
	看護学科本科	令和 9 (2027) 年 1 月 5 日 (火)	令和 9 (2027) 年 1 月 26 日 (火)
	看護学科専科	令和 9 (2027) 年 1 月 7 日 (木)	—
歯科技術学部	歯科衛生学科	令和 9 (2027) 年 1 月 6 日 (水)	—
	歯科技工学科	令和 9 (2027) 年 1 月 7 日 (木)	—
臨床検査学部	臨床検査学科	令和 9 (2027) 年 1 月 5 日 (火)	令和 9 (2027) 年 1 月 26 日 (火)

(注) 二次試験は、一次試験合格者のみ実施する。

保健看護学部看護学科専科及び歯科技術学部は、一次試験合格が入学試験合格となる。

(6) 試験場所

宇都宮市陽南 4 丁目 2 番 1 号

栃木県立衛生福祉大学校

(7) 試験方法

学 部 学 科		一 次 試 験			二 次 試 験
		試 験 科 目	試験時間	配 点	
保 健 看 護 学 部	保 健 学 科	1 小論文 2 看護学	60分 60分	100点 100点	面接 (一次試験合格者)
	看護学科本科	1 現代の国語・言語文化(古文・漢文を除く。) 2 数学Ⅰ 3 英語コミュニケーションⅠ・英語コミュニケーションⅡ	50分 50分 50分	100点 100点 100点	面接 (一次試験合格者)
	看護学科専科	1 国語 2 小論文 3 面接	50分 60分	100点 100点	—
歯 科 技 術 学 部	歯科衛生学科	1 現代の国語・言語文化(古文・漢文を除く。) 2 英語コミュニケーションⅠ 3 面接	50分 50分	100点 100点	—
	歯科技工学科	1 現代の国語・言語文化(古文・漢文を除く。) 2 面接	50分	100点	—
臨 床 検 査 学 部	臨床検査学科	1 数学Ⅰ・数学Ⅱ 2 化学基礎・化学 3 英語コミュニケーションⅠ・英語コミュニケーションⅡ	50分 50分 50分	100点 100点 100点	面接 (一次試験合格者)

(8) 合格発表

発表日及び発表方法

学 部 学 科		一 次 試 験	二 次 試 験	発 表 方 法
保健看護学部	保 健 学 科	令和9(2027)年 1月18日(月)	令和9(2027)年 2月9日(火)	栃木県立衛生福祉大学校正門 掲示板に合格者の受験番号を掲 示するほか、合格者に通知す る。 なお、合格者の受験番号は、 栃木県立衛生福祉大学校のホー ムページに掲載する。
	看護学科本科	令和9(2027)年 1月15日(金)	令和9(2027)年 2月5日(金)	
	看護学科専科	令和9(2027)年 1月25日(月)	—	
歯科技術学部	歯科衛生学科	令和9(2027)年 1月22日(金)	—	
	歯科技工学科	令和9(2027)年 1月22日(金)	—	
臨床検査学部	臨床検査学科	令和9(2027)年 1月15日(金)	令和9(2027)年 2月5日(金)	

(注) 保健看護学部看護学科専科及び歯科技術学部は、一次試験合格が入学試験合格となる。

(9) 試験結果の簡易開示

一般選抜の筆記試験の科目別得点については、口頭で開示請求をすることができる。受験者本人が受験票を持参の上、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までに栃木県立衛生福祉大学校にて開示請求をすること。

開 示 請 求 で き る 人		開 示 期 間
保健看護学部保健学科 及び看護学科本科 臨床検査学部	一次試験不合格者	一次試験合格者発表の日から 1 か月間
	一次試験合格者	二次試験合格者発表の日から 1 か月間
保健看護学部看護学科専科 歯科技術学部		合格者発表の日から 1 か月間

3 学校推薦型選抜

学校推薦型選抜を実施する学科は、保健看護学部保健学科・看護学科本科及び歯科技術学部歯科衛生学科・歯科技工学科とする。

(1) 出願資格

学 部 学 科		出 願 資 格
保健看護学部	保 健 学 科	栃木県内に所在する看護師養成所を令和 9 (2027) 年 3 月までに卒業する見込みの者で、当該看護師養成所長の推薦を得たもの
	看護学科本科	栃木県内に所在する高等学校又は中等教育学校を令和 9 (2027) 年 3 月までに卒業する見込みの者で、当該学校長の推薦を得たもの
歯科技術学部	歯科衛生学科	栃木県内に所在する高等学校又は中等教育学校を令和 9 (2027) 年 3 月までに卒業する見込みの者で、当該学校長の推薦を得たもの
	歯科技工学科	

(2) 出願手続

次のア～エについては、栃木県電子申請システムにより出願情報を登録し、オ～カについては書留郵便又は持参により栃木県立衛生福祉大学校に提出すること。

ア 入学願書

イ 履歴書

ウ 受験票

エ 顔写真データ（出願前 6 か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽、写真の比が縦 4 : 横 3、JPEG 又は PNG 形式のデータで 100KB 以上 5 MB 以下のもの）

オ 調査書等

(ア) 高等学校長又は中等教育学校推薦の者にあつては、学校の調査書

(イ) 看護師養成所長推薦の者にあつては、看護師養成所の成績証明書及び卒業見込証明書

カ 推薦書（栃木県立衛生福祉大学校所定の用紙による）

キ 入学試験料

4,400 円（栃木県電子申請システムにより電子納付すること）

(3) 願書の受付期間

令和 8 (2026) 年 9 月 4 日（金）から同月 15 日（火）の期間内に、栃木県電子申請システムを利用して出願すること。出願情報の登録及び入学試験料の入金に併せ、出願書類の受付期間内の提出をもって出願完了となる。

書類を持参する場合は、受付期間の土曜日及び日曜日を除く午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで受け付ける。

書類を郵送する場合は、書留郵便とし、受付期間内の消印があるものまで受け付ける。

(4) 願書の受付場所

〒320-0834 宇都宮市陽南 4 丁目 2 番 1 号

栃木県立衛生福祉大学校学生課 電話 028 (645) 9227

(5) 受験票の交付

出願情報の登録、入学試験料の入金及び出願書類の提出が完了した者には、栃木県電子申請システムに登録したアドレスに受験票を送付する。

(6) 試験期日、試験場所及び試験方法

学 部	学 科	試 験 期 日	試 験 場 所	試 験 方 法
保健看護学部	保 健 学 科	令和 8 (2026) 年 10月 9 日 (金)	宇都宮市陽南 4 丁目 2 番 1 号 栃木県立衛生福祉大学校	小論文及び面接
	看護学科本科	令和 8 (2026) 年 10月 7 日 (水)		
歯科技術学部	歯科衛生学科	令和 8 (2026) 年 10月 8 日 (木)		
	歯科技工学科	令和 8 (2026) 年 10月 9 日 (金)		

(7) 合格発表

発表日及び発表方法

学 部	学 科	発 表 期 日	発 表 方 法
保健看護学部	保 健 学 科	令和 8 (2026) 年 10月 29 日 (木)	合格者には本人宛てに文書で通知する。推薦した 高等学校長又は看護師養成所長には、結果を通知す る。
	看護学科本科		
歯科技術学部	歯科衛生学科		
	歯科技工学科		

※ 学校推薦型選抜で不合格となった者も、一般選抜に応募することができる。

4 入学科及び授業料（令和 8 (2026) 年度の状況）

学 部	学 科	入 学 料	授 業 料 (年 額)
保健看護学部	保 健 学 科	10,000円	212,400円
	看護学科本科	10,000円	212,400円
	看護学科専科	10,000円	212,400円
歯科技術学部	歯科衛生学科	10,000円	212,400円
	歯科技工学科	16,000円	424,800円
臨床検査学部	臨床検査学科	16,000円	424,800円

5 卒業後の資格の取得

学 部	学 科	資 格 免 許
保健看護学部	保 健 学 科	保健師国家試験の受験資格が得られる。 なお、保健師国家試験に合格し、保健師免許取得後、申請により衛生管 理者免許が得られる。
	看 護 学 科	看護師国家試験の受験資格及び保健師・助産師学校養成所の受験資格が 得られる。
歯科技術学部	歯科衛生学科	歯科衛生士国家試験の受験資格が得られる。
	歯科技工学科	歯科技工士国家試験の受験資格が得られる。
臨床検査学部	臨床検査学科	臨床検査技師国家試験の受験資格が得られる。

(保健福祉課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和 8 （2026） 年 7 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
小 山 用 水 土地改良区	理 事	橋本 清吉		小山市神鳥谷 2 丁目 23-23	令 和 8 (2026) . 3 . 31	
	〃	寶示戸英夫		下都賀郡野木町大字佐川野1414-1	〃	
	〃	山中 岩男		小山市大字東野田2144	〃	
	〃	福田 洋一	福田 洋一	〃 大字羽川395- 1	〃	令 和 8 (2026) . 4 . 1
	〃	神川 清一	神川 清一	〃 大字出井20	〃	〃
	〃	松本 哲夫	松本 哲夫	〃 大字喜沢427	〃	〃
	〃	高谷 博	高谷 博	〃 大字雨ヶ谷603- 1	〃	〃
	〃	小曾根一宏	小曾根一宏	〃 大字南和泉495- 3	〃	〃
	〃	田村 弘行	田村 弘行	〃 大字西黒田468	〃	〃
	〃	本橋 信男	本橋 信男	〃 大字鉢形467	〃	〃
	〃	荒井 勝	荒井 勝	〃 大字西黒田576	〃	〃
	〃	平澤 益夫	平澤 益夫	下都賀郡野木町大字友沼1312	〃	〃
	〃	篠崎 政美	篠崎 政美	〃 〃 大字中谷471	〃	〃
	〃	中田 洋之	中田 洋之	小山市大字塚崎713	〃	〃
	〃	岩崎 勝行	岩崎 勝行	下都賀郡野木町大字佐川野1342-1	〃	〃
	〃	猪瀬 芳子	猪瀬 芳子	小山市大字石ノ上511	〃	〃
	〃	三國 佳子	三國 佳子	〃 大字喜沢352-25	〃	〃
	〃		槁本 正明	〃 神鳥谷 3 丁目 4 -13		〃
	〃		北島 喜一	〃 大字乙女695		〃
	〃		山中 幹夫	〃 大字東野田492		〃
	監 事	信末 和輝		〃 大字東野田1134- 1	令 和 8 (2026) . 3 . 31	
	〃	板子 博昭	板子 博昭	〃 大字羽川402- 1	〃	令 和 8 (2026) . 4 . 1
	〃	古田土紀子	古田土紀子	〃 大字羽川715- 1	〃	〃

	監 事		鈴木 敏男	下都賀郡野木町大字川田388		令 和 8 (2026) . 4 . 1
--	-----	--	-------	----------------	--	----------------------------

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 （2026） 年 7 月 17 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美56番 9	下野市小金井一丁目12番地 1 レーベンドルフ F 棟201号	森 田 康 裕
下都賀郡野木町大字野渡字中沖265番 1	茨城県古河市本町四丁目15番76-210号	大 塚 浩 二

(都市政策課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 （2026） 年 7 月 17 日

栃木県下水道管理事務所長 根 岸 章 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

- ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 2,961,330kWh
- イ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 7,992,500kWh
- ウ 巴波川流域下水道巴波川浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 3,961,830kWh
- エ 北那須流域下水道北那須浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 2,606,100kWh
- オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 2,684,500kWh
- カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 2,343,300kWh

(2) 購入物品の特質等 それぞれの入札説明書による。

(3) 納入期間 令和 8 （2026） 年 10 月 1 日（木）から令和 9 （2027） 年 9 月 30 日（木）まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 3 に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 納入場所

- ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

- イ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- ウ 巴波川流域下水道巴波川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- エ 北那須流域下水道北那須浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6 その他」の入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。
- (6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。
- (7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159
栃木県下水道管理事務所 総務課 電話0285-53-5694

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和8（2026）年7月17日（金）から同年8月24日（月）まで入札情報システム上で公開する。

なお、来所による交付の場合は、同期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和8（2026）年9月7日（月）午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得たもの（以下「紙入札者」という。）にあっては、(1)の場所に郵送（書留郵便）又は持参により同期限までに提出すること。

イ 開札の日時及び場所

1(1)アの件名：令和8（2026）年9月8日（火）午前11時	栃木県下水道管理事務所	会議室
1(1)イの件名：令和8（2026）年9月8日（火）午前11時10分	栃木県下水道管理事務所	会議室
1(1)ウの件名：令和8（2026）年9月8日（火）午前11時20分	栃木県下水道管理事務所	会議室
1(1)エの件名：令和8（2026）年9月8日（火）午前11時30分	栃木県下水道管理事務所	会議室
1(1)オの件名：令和8（2026）年9月8日（火）午前11時40分	栃木県下水道管理事務所	会議室
1(1)カの件名：令和8（2026）年9月8日（火）午前11時50分	栃木県下水道管理事務所	会議室

- (4) 入札方法 1の(1)の件名ごとに、それぞれ総価で入札に付する。

- (5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札に参加する者に必要な資格の確認

ア この入札に参加しようとする者は、入札参加申請書及び2の入札に参加する者に必要な資格資料を令

和 8 (2026) 年 8 月 25 日 (火) 午後 4 時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が 3 MB を超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準 (令和 3 (2021) 年 3 月 26 日付け会管第 461 号。以下「運用基準」という。) に定める提出書類通知書 (様式 2) を提出することにより、当該添付書類の郵送 (書留郵便) 又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割はできないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

ウ 審査結果は、電子入札システムにより、令和 8 (2026) 年 8 月 31 日 (月) までに入札参加希望者に伝えるものとする。ただし、紙入札者にとっては郵便にて通知するものとする。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き質問書 (様式は自由) を、令和 8 (2026) 年 8 月 3 日 (月) 午後 4 時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は電子メール又は郵送により同期限までに提出することとし、質問を送付した旨電話すること。

イ 質問の内容及び回答は、令和 8 (2026) 年 8 月 7 日 (金) までに電子入札システム及び栃木県ホームページ上で公開する。

(4) 入札の無効 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則 (平成 7 年栃木県規則第 12 号。以下「規則」という。) 第 156 条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領 (令和 3 (2021) 年 3 月 26 日付け会管第 460 号。以下「電子要領」という。) 第 19 条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

ア 規則第 154 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(6) 契約書の作成の要否 要

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約 (契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの) による締結を可とする (受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。)

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(7) 紙による入札参加承諾等の基準 電子要領及び運用基準の定めによる。

(8) その他

詳細は、それぞれの入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、電子要領及び運用基準の定めるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

a) Electric power for the Kinugawa Joryu Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers

Estimated amount of electric power to be used 2,961,330kWh

b) Electric power for the Ken'o Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers

Estimated amount of electric power to be used 7,992,500kWh

- c) Electric power for the Uzumagawa Purification Center on the Uzumagawa River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 3,961,830kWh
 - d) Electric power for the Kitansu Purification Center on the Northern Nasu River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 2,606,100kWh
 - e) Electric power for the Oiwa Fuji Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 2,684,500kWh
 - f) Electric power for the Omoigawa Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 2,343,300kWh
- (2) Time-limit for tender:
4:00 p.m., September 7, 2026
- (3) Information is available at:
General Affairs Division,
Sewage Management Office,
Department of Land Development,
Tochigi Prefecture
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524
TEL 0285-53-5694

(上下水道課)